

令和4年3月2日  
国土交通省東北地方整備局  
北上川下流河川事務所

## 河川区域上に悪質な不法投棄（畳、石膏ボード）発見 ～警察と現地確認を実施しました～

2月28日8時45分頃、黒川郡大和町鶴巢下草地先の竹林川右岸に畳、石膏ボード等投棄されていると鳴瀬出張所及び大和警察署に通報があり、現地において、すでに到着していた大和警察書と共に、現地確認を実施しました。

不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| ①発見日時   | 令和4年2月28日（月）8時45分頃<br>（地元の方より連絡） |
| ②発見場所   | 黒川郡大和町鶴巢下草地先 別添参照<br>（竹林川河川区域内）  |
| ③投棄状況   | 畳、石膏ボード                          |
| ④現地確認   | 大和警察署と令和4年2月28日（月）に実施済           |
| ⑤投棄防止対策 | 不法投棄の警告看板設置                      |
| ⑥その他    | 前回巡視の令和4年2月25日（金）には確認されず         |

●不法投棄物については、1週間後を目処に撤去予定

●罰則については、以下のとおりです。

- ・河川法では、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人等の場合は3億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

（発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ）

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局  
北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼80 TEL 0225-95-0194（代表）  
占用調整課長 渡邊 晋（内線 341）

鳴瀬出張所

宮城郡松島町高城字水溜下1-1 TEL 022-354-3101  
出張所長 柿崎 憲勝

※現地取材を希望される方は、鳴瀬出張所まで連絡をお願いします。

# 不法投棄位置図(大和町鶴巢下草地先)



出典:地理院地図に河川情報等を追記して掲載